

町県民税の申告が必要なおもな方（令和6年1月1日現在朝日町に住所がある方が対象です）

- ①確定申告をする必要のない方で、事業所得（営業や農業など）、不動産所得や配当所得などの各種所得のあった方
- ②勤務先から朝日町へ「給与支払報告書」が提出されていない方（昨年中に退職された方、日雇いなどを含む）
- ③昨年中に所得がなかった方で、所得がない旨の証明書（非課税証明書など）の発行を必要とする方

申告に必要なもの

- ①源泉徴収票（原本）や収支内訳書など令和5年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます）
※複数ヶ所で就労されている場合には、すべての源泉徴収票をお持ちください。合算されている場合は不要です。
- ②申告者本人の口座がわかるもの（還付の申告をされる方）
- ③銀行印（新たに振替納税をされる方のみ）
- ④個人番号カード（または個人番号通知カード及び本人確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療機関の被保険者証、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ））
- ⑤在留カード（外国人の方）

所得控除を受けるために必要なもの

- ①国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類）
- ②生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- ③医療費控除の明細書（支払額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補填金額^{*1}のわかるもの
- ④配偶者や扶養親族の所得がわかる書類
- ⑤身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類
- ⑥総合課税で配当所得を申告する場合は、当町指定様式と配当通知書の原本も持参してください。
- ⑦その他、上記以外のものを申告する場合は必要資料をお持ちください。

※1 補填金額とは、（1）生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など（2）社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規則に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金（3）医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金（4）任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などのことを指します。

当町ウェブページへは下記のQRコードもしくはアドレスからご覧ください



<https://www2.town.asahi.mie.jp/www/genre/1000100000005/index.html>

問い合わせ先：税務課 TEL 377-5655

異なる課税方式の選択の廃止について

●上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式が統一されます

令和6年度町県民税（令和5年分所得税の確定申告）より、所得税と町県民税とで上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式を一致させる税制改正がなされました。（令和4年度税制改正）

この改正により、所得税で申告不要を選択した場合は、町県民税でも申告不要となり、所得税で総合課税及び分離課税で申告を行った場合は、町県民税においても、総合課税及び分離課税での申告となります。

●上場株式等の配当所得・譲渡所得等を確定申告する場合

上場株式等の配当所得や譲渡所得等を確定申告すると、町県民税においても、合計所得金額や総所得金額に算入されるため、以下のような各種行政サービス等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

1. 国民健康保険料
2. 後期高齢者医療保険料
3. 介護保険料の算定等
4. 扶養控除・配偶者控除等の適用
5. 非課税判定
6. 町県民税の算定等

なお、申告者にとってどの課税方式が有利なのかご案内することはできません。

問い合わせ先 税務課 TEL 377-5655